

住宅一覧表の見方

別冊子の募集住宅一覧表の見方は、次のとおりです。

【〇〇〇〇 △△事務所】←(1)				(5) ↓	(6) ↓	(7) ↓	(8) ↓	(9) ↓	(10) ↓
申込 住宅 番号	住宅名	所在地 交通機関	風呂設備	間取り	申込区分	部屋番号	月額家賃(予定) (円)	優先 取扱	備考
	管理開始年度 住宅種類(改良)		エレベーター 階数	面積					
(2) 00-12-345	〇〇鉄筋	〇〇市〇町〇丁目〇番地	有	2DK	2人以上	2-502	25,600~56,300	若年限定	改良住宅
	平成5年	〇〇電鉄「〇〇」200M	無	50.2㎡					
	改良住宅		5階建						
	↑ (3)				↑ (4)				↑ (3)

(1) は、管轄事務所（申込書の郵送先）です。

(2) は、申込みの際に申込書に記入していただく住宅ごとの番号です。

(3) 及び (4) は、申込資格や住宅の仕様等の特性について、通常の住宅と一部異なった住宅について記載があり、例えば以下のものがあります。

① 改良住宅

申込みは政令月収が 114,000 円以下（裁量階層世帯は 139,000 円以下、但し、子育て世帯及び新婚世帯については 158,000 円以下）の方に限ります。

② 高齢者対応住宅

高齢者の方の生活に配慮した改善工事を行った住宅で、申込みにあたっては、**60歳以上**（募集期間末日現在の満年齢です。）の方がいる世帯に限ります。

③ 県外可

一定の要件を満たした兵庫県外に住んでいる世帯が申込みできます（4 ページ及び 18 ページ参照）。

④ ペット可住宅

- ・ 鹿の子台南鉄筋 4 号棟、5 号棟
- ・ 白川台東高層・鉄筋 2 号棟、3 号棟 のみ

県営住宅ではペットの飼育は禁止していますが、ペット可住宅はくぐり戸の設置のほか、床の防塵・防臭仕上げ等の特殊な仕様になっており、ペットを飼育することができます。

申込みできるのは、下記の要件を遵守していただける方に限ります。

【飼育いただけるペットの要件】

ア 飼育できるペットは、犬（小型犬まで）または猫のみ 1 匹です。

イ 飼育場所については、室内に限らせていただきます。

ウ 当選後、既にペットを飼育している方は入居されるまでに、入居後にペットを飼育する方は飼育が始まるまでに去勢又は不妊手術を行っていただきます。

エ 当選後、既にペットを飼育している方は入居されるまでに、入居後にペットを飼育する方は飼育が始まるまでに狂犬病等の予防注射及び保健所への登録を済ませていただきます。

オ 適切な飼育をし、他人に迷惑を及ぼすことのないよう自主管理を行うために、団地内の自治会にペット管理委員会を設け、その委員会において動物飼育の基本的な事項に関する規定を定めていただきます。

カ 動物飼育に関する苦情がよせられた場合は、飼い主とペット管理委員会が協力して解決していただきます。

(5) 風呂設備欄が「有」のものは、浴槽および風呂釜が付いている住宅です。

ただし、「有」のものの中には、従前入居者が設置した設備が残されている住宅があり、その場合には、その設備を引き継いで使用していただきます。

なお、設備が無い、又は使用できない設備が残されている場合は、県がその住戸ごとに設備（シャワーは付いていません）を設置するとともに、その分の家賃を加算（400 円～1,000 円程度（収入により異なります））させていただきます。

(6) で表示してある世帯人数に合わない世帯は、その住宅には申込みできません。

ただし、次にあてはまる世帯は、世帯人数の要件が緩和されます。

- ・ 高齢者世帯又は障害者世帯は、一般仕様の住宅のうち、募集にあたり優先取扱いが設定されていない住宅については、世帯人数が「申込区分（人数要件）」に満たない場合でも申込むことができます。

ア 高齢者世帯	・ 60 歳以上の方のみの世帯（単身者も含む） ・ いずれか一方が 60 歳以上の夫婦のみの世帯 ・ 60 歳以上の方（いずれか一方が 60 歳以上の夫婦を含む）と 18 歳未満の方のみの世帯
イ 障害者世帯	・ 身体障害者手帳 1 ～ 4 級の方がいる世帯 ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 2 級の方がいる世帯 ・ 療育手帳「A」又は「B 1」判定の方がいる世帯 ・ 障害基礎(国民)年金又は障害厚生年金の 1 ～ 2 級の障害のある方がいる世帯

(7) は、具体的な部屋番号及び階数です。※当選後、部屋の変更はできません。

(8) は、入居後の月額家賃（予定）です。※27 ページ記載の「家賃について」をご覧ください。

(9) は、募集住戸の優先取扱いを表示しています。（15～17 ページ参照）

(10) は、備考欄です。特記事項がある場合は、一覧表欄外の説明または本冊子の該当ページも併せてご確認ください。

申込書の記入にあたって

申込書は、別冊子の募集住宅一覧表とあわせて配布するとともに、兵庫県ホームページからダウンロードすることもできます。

(1) 「申込者」欄

① 「フリガナ」及び「氏名」欄

姓と名の間は1文字分あけて記入してください。

② 「現住宅種別」欄

現在居住している住宅の種別を一つ選んで○を付けてください。

持ち家にお住まいの方は以下の点に注意してください。

- ・ 申込者本人の持ち家のある方で県が指定する入居時までには持ち家を処分できる方
→「1. 持家売却予定」

- ・ 両親の所有している住宅に同居している方

→「9. その他」に○を付け、()に「両親の家に同居」と記入してください。

公営住宅にお住まいの方は、名義人か同居人かいずれか該当する方を○で囲んでください。(原則として、特別な理由のない限り、兵庫県営住宅の名義人の申込みは不可)

③ 「被災時の住所」及び「被災時の住宅種別」欄

被災者資格で申込みされる方は、必ず記入してください。

(2) 「入居しようとする者」欄

① 入居しようとする方全員について記入してください。なお、申込み後の世帯員の追加・変更は認められません。

② 結婚予定で申し込まれる方は、婚約者の方についても必要事項を記入してください(続柄は、「婚約者」と朱記してください)。

③ 「職業コード」欄には、下記のコード番号を記入し、空欄のないようにしてください。

職業コード	職 業	職業コード	職 業	職業コード	職 業
1	会 社 員	4	団 体 職 員	7	学生、生徒、児童
2	会 社 役 員	5	自 営 業	8	無 職
3	公 務 員	6	パート・アルバイト	9	そ の 他

④ 「就職年月日又は開業年月日」欄は、令和6年1月以降に就職または開業した方のみ記入してください。

(3) 「別居扶養」欄

現在、扶養親族で入居しない方があれば記入してください(扶養の事実は別途確認します)。

(4) 「入籍(予定日)日」欄

各募集月の「募集住宅一覧表」で定められた日までに入籍を予定している方は、入籍予定日を記入してください。

(5) 「控除の種類」欄

入居しようとする方または入居しない扶養親族のうち、控除額一覧表（23ページ参照）のひとり親、寡婦、老人扶養親族（老人扶養）、老人控除対象配偶者（老人配偶）、普通障害者（普通障害）、特別障害者（特別障害）、特定扶養親族（特定扶養）、給与所得者、公的年金等所得者などの控除対象者がいれば該当欄に「1」及び障害の程度（○級）を記入してください。

(6) 「収入・所得」欄

① 給与および年金の方は、年間総収入金額（税込み金額）を、事業等の方は年間総所得金額を記入してください（誤って記入した場合、失格となることがありますのでご注意ください）。

- ・非課税の方で生活保護を受けている方は「生活保護」、失業中の方は「失業」と記入してください。その他の非課税の方は、金額「0」と記入してください。
- ・所得税の確定申告で繰越損失額のある方は、事業等の欄に○印をし、差し引き後の所得金額を記入してください。

② 令和6年1月1日以降に就職（転職）した方は20～23ページの計算方法により年間総収入金額を、また 令和6年1月1日以降に開業（転業）した方は20～23ページの計算方法により総所得金額を、それぞれ推定して記入してください。転職、転業前の収入は関係ありません。

③ 申込者本人以外の方（家族または婚約者など）で収入がある場合は、本人と同じように上記の要領で記入してください。

④ 以下の場合に当てはまる方は、収入は合算されません。

- ・各募集で指定される入居期限までに退職される方（「退職予定」と朱記してください）
- ・入居を機に結婚し、退職される方（「結婚退職」と朱記してください）

※退職しないと収入基準を満たさない場合、退職日以降でないと入居許可できません。

(7) 「世帯の状況」欄

該当する項目を必ず全て（複数）の□にレ印を付けてください（年齢は募集期間末日現在の満年齢です）。

特に、優先枠が設定されている住宅（15～17ページ参照）やシルバーハウジング等特定の住宅（39～47ページ参照）を申込まれる場合は、該当する項目にレ印が付いていることをご確認ください（記載がない場合は、優先入居の取扱い等ができません）。

郵送にあたって

- (1) 「抽選結果のお知らせ（郵便はがき）」には、所定の金額の切手を貼り、申込者のあて先（郵便番号、現住所、氏名）をはっきりと記入してください。切手を貼っていない場合や金額を誤っている場合は「抽選結果のお知らせ」を送付できませんのでご注意ください。
- (2) 封筒には所定の金額の切手を貼り、申込者の郵便番号、住所、氏名、申込住宅番号をはっきりと記入し、募集住宅一覧表に挟んである宛名ラベルを貼ってから投函してください。なお、切手を貼っていない場合や金額を誤っている場合は受け付けできませんのでご注意ください。 ※R6. 10. 1から郵便料金が増（値上げ）されています。

近居タイプ「三世代いきいき住宅（ご近所呼び寄せ）」申込者のみ使用

〇〇〇〇年〇月〇〇日

【記入例】居 住 状 況 表

↓（兵庫太郎）

私（入居申込者）と「兵庫三郎」は、親子関係にあります。

（↑親子関係にある者の氏名を記載）

親子関係にある世帯は、次のところに住んでいます。

（【1-A】又は【1-B】のどちらか一方に記入）

【1-A】県営住宅に入居している場合の記入欄

親子関係にある世帯が既に入居している県営住宅			
所在地	尼崎市〇〇町〇番〇号		
県営尼崎〇〇高層	住宅	2号棟	501号室

【1-B】今回募集のあった県営住宅から5キロ以内に居住している場合の記入欄

親子関係にある世帯の現住所	
現住所	神戸市〇〇区〇〇通〇番〇号
県営住宅からの距離	約 1, 200 m

【2】親子関係にある世帯に属する者

フリガナ 氏 名	この世帯に おける続柄	生年月日	年齢	性別
ヒョウゴ サブロー	本人	T・ <u>㊦</u> ・H・R	〇〇歳	男・女
兵庫 三郎		12年 1月 21日		
ヒョウゴ マサコ	妻	T・ <u>㊦</u> ・H・R	〇〇歳	男・女
兵庫 正子		14年 1月 5日		
		T・S・H・R	歳	男・女
		年 月 日		
		T・S・H・R	歳	男・女
		年 月 日		
		T・S・H・R	歳	男・女
		年 月 日		

県営住宅駐車場について

【団地内有料駐車場について】

一部を除く県営住宅では、県が利用許可を行う有料駐車場を整備しています。

有料駐車場を利用できるのは、原則として入居者又は同居者（同居者名簿に登録された者）に限られます。また、2台目の利用が可能な場合もあります。

なお、駐車場の一部を、月極・時間貸しなどにより外部の利用者に開放している場合があります。

利用料金は団地ごとに定めており、近傍同種の駐車場の料金と同程度です。

また、身体障害者などの方で所定の条件を満たす場合は、利用料金の半額を減免する制度があります。

有料駐車場の有無や空き状況、利用の手続き及び料金など、詳しくは各管轄事務所にお尋ねください。

注 意 事 項

団地内では、県が利用許可を行う有料駐車場を除いて、通路や空き地などを自動車の保管場所とすることはできません。

正しい保管場所を確保せず、団地内の通路や空き地、周辺道路などを保管場所代わりに使用した場合、「自動車の保管場所の確保に関する法律」に違反することとなります（軽自動車等で証明・届出が不要な場合でも同様です）。

また、緊急車両の通行や活動の妨げとなるほか、見通しを悪くするため、交通事故の原因にもなります。

有料駐車場がある団地では、県の利用許可を受けた上で、指定された場所に自動車を保管してください。

なお、団地内に有料駐車場が無い場合や、満車で空きが無い場合は、各自で民営駐車場などの自動車保管場所を確保してください。

MEMO

MEMO